

鳥取県訓令第17号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 職員の任免の発令 の形式 第1～第3 略 第4 特別職の職員（副 知事、病院事業の管理 者、監査委員、委員会 の委員及び附属機関の 委員に限る。）の場合 1～4 略 第5 略	別表（第3条関係） 職員の任免の発令 の形式 第1～第3 略 第4 特別職の職員（副 知事、 <u>出納長</u> 、病院事 業の管理者、監査委 員、委員会の委員及び 附属機関の委員に限 る。）の場合 1～4 略 第5 略

附 則

この訓令は、平成21年7月11日から施行する。